

第2章 補正の却下

82 関連条文

意匠法

第十七条の二 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

- 2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。
- 3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。
- 4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十七条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

82.1 補正の却下とは

意匠法第17条の2の規定による補正の却下とは、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるとき、決定をもつてその補正を却下することをいう。

82.1.1 意匠の要旨と意匠の要旨の認定

願書の記載及び願書に添付した図面等は、登録意匠の範囲を定める基となる美的創作として出願された意匠の内容を表しており、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容を、意匠の要旨といい、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に意匠の要旨を導き出すことを意匠の要旨の認定という。

82.1.2 要旨の変更

82.1.2.1 要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

- 82.1.2.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から

その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正を認めることは、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

なお、同一の範囲とは、意匠の要旨についての同一の範囲を指すものであって、類似の概念を含まない。

82.1.2.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当せず、意匠の要旨を特定することができないものを、工業上利用することができる意匠とする補正、すなわち、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正を認めることは、上記と同様に、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、このような補正も、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認める。

82.1.2.2 要旨を変更するものとはならない補正の類型

出願当初と補正後の各々の意匠について比較を通じた判断において、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該補正が以下のいずれかに該当する場合は、当該補正は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。

82.1.2.2.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していたとしても、その記載不備が、願書やその添付図面作成上の誤記や不手際ないし作図上の制約から生ずるものであることが、総合的に判断して明らかであり、また、その意匠の属する分野における通常の知識に基づけば、当然に不備のない記載を直接的に導き出すことができるときに、不備のない記載に訂正する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変

更するものではない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)

82.1.2.2.2 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有している場合であって、総合的に判断してもいずれが正しいのか判断することが不可能なときであっても、その記載不備が、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備と認められるときに、不備のない記載に訂正する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」参照)